

令和3年度

鳥取県外国人技能実習生等 入国時滞在費補助金のご案内

技能実習生等の外国人材を受入れる県内事業者が、水際対策に対応するため入国後に外国人材をホテル等に宿泊させた場合の費用(宿泊費)を補助します。



補助金額

- ・ 補助対象経費の **1 / 3**
- ・ 1 事業所あたり 5 人を上限
- ・ 1 泊あたりの補助金額は上限 2 千円
- ・ 宿泊日数は 政府が示す経過観察措置期間が上限となります。

対象事業者

鳥取県内に就労場所を有する事業者

対象となる 外国人材

技能実習、特定技能、高度専門職、介護、技術・人文知識・国際業務 等の在留資格を有する者
※詳細は補助金交付要綱をご確認ください。

補助対象 経費

水際対策の対応のために補助対象者が負担した宿泊費
※検査費用や宿泊先までの移動に要する経費、消費税は対象経費に含まれません。

補助金の詳細、交付要綱は県ホームページをご確認ください⇒
申請書類もこちらからダウンロードしてください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/295143.htm>



申請の流れ、申請方法は裏面をご覧ください⇒

【申請・問合せ先】

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用政策課 障がい者・外国人就労支援室
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
電話：0857-26-7699 FAX：0857-26-8169
メール：koyouseisaku@pref.tottori.lg.jp

補助金申請の流れ

	項目	実施者	時期	内容・注意事項
1	補助対象事業の実施	申請者	令和3年3月6日～随時（提出期限まで）	補助対象事業を実施してください。（入国時の水際対策）
2	補助金交付申請書の提出	申請者	【提出期限】 令和4年3月4日 まで※	事業が完了したら、補助金交付申請及び実績報告書、事業報告書、別紙外国人技能実習生等名簿、口座振込依頼書を作成し、添付資料（以下「提出書類」参照）を添えて、県雇用政策課へ提出してください。
3	補助金交付決定、補助金額確定	県	2の受領・審査後、速やかに	提出された2の書類を県雇用政策課で審査し、補助金額を確定、通知します。
4	補助金支払	県	確定通知送付から2週間程度	補助金を指定の口座に振り込みます。

※令和4年3月5日以降の申請分については、別途お問い合わせください。

提出書類

以下の書類を全て提出してください。（添付書類も含む）

- ・補助金交付申請及び実績報告書(規則様式第1号)
- ・補助金事業報告書(要綱様式第1号)
- ・別紙 外国人技能実習生等名簿

様式は下記ホームページからダウンロードできます

<添付書類>

(1) 在留資格及び入国日を証する書類

申請に係る海外人材の在留カードの写し。ただし、交付年月日が入国日と異なる場合は、在留カードの写しに加え、パスポートのスタンプ（証印）のページの写し

(2) 県内に所在する事業所で雇用した外国人技能実習生等であることを証する書類

- ・技能実習の場合：技能実習計画認定申請書の写し及び技能実習計画認定通知書の写し
- ・特定技能など指定書が交付されている場合：パスポートの指定書のページの写し
※指定書に記載の「本邦の公私の機関」の所在地が県外の場合、当該ページと雇用契約書の写し
- ・その他の場合：在留資格認定証明書の写し及び雇用契約書の写し

(3) 補助対象経費の領収書

利用者、利用日、1人1日あたり要した費用がわかるもの



👉申請書類は県ホームページからダウンロードしてください。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/295143.htm>

提出方法

○電子申請の場合・・・右のフォームから、書類を提出して下さい。

フォームのURLはホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/295143.htm>)に掲載しています。

電子申請フォーム



○郵送の場合・・・チラシ表面の「申請・問合せ先」まで郵送してください。